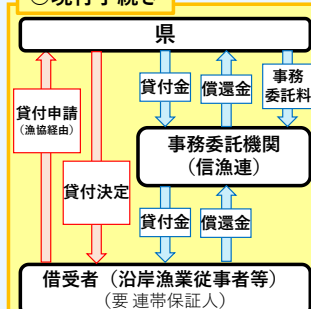


千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則について

背景

- 沿岸漁業改善資金とは、沿岸漁業者の経営安定と漁業生産力の増強を図るために必要な漁労機器の導入や新規漁業参入者の着業資金等を無利子で貸付ける資金。特別会計を設置し、国と県により貸付原資を造成（国2/3、県1/3）。
- 近年は国の補助事業や他資金の利用が増加し、本県における本資金の利用は低調。また、貸付けの際に連帯保証人が必要であることを理由に融資実行に至らない事例も存在。
（利用実績 R4:0件 R5:0件 R6:1件 24,000千円）

○現行手続き



改正内容

沿岸漁業改善資金助成法の改正（令和4年4月1日施行）及びみどりの食料システム法の制定（令和4年7月1日施行）を受け、以下のとおり県貸付規則の改正を行う。

（１） 転貸制度の導入

融資機関が原資を県から借り受けることにより沿岸漁業改善資金の貸付けを行う、**転貸融資方式を導入**。

併せて、転貸融資方式において県が融資機関に貸付ける資金の償還期間等を定める。

（２） 計画認定制度の導入

貸付けを受けようとする事業の計画が制度の趣旨に照らして**適当であるか**を都道府県が認定する仕組みを導入。

転貸融資方式の導入に伴って追加されたもので、現行手続きでは貸付決定と一体的に行われていた。**（現行の「貸付決定」を「計画認定」と「貸付決定」に分割。）**

（３） その他の改正

みどりの食料システム法に定める「環境負荷低減活動事業」及び「特定環境負荷低減事業活動」の認定を受けた者に対して、**計画認定手続きのワンストップ化並びに償還期間の延長（最大10年→12年）**を特例として追加。

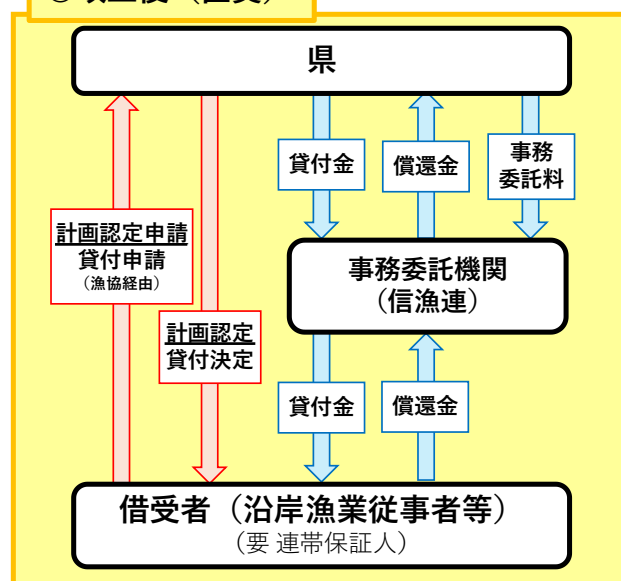
転貸融資方式の特徴

- 保証機関による**債務保証が利用可能**
⇒連帯保証人が不要
融資の条件を整えやすい
- 償還期間や利率は直貸と同条件

県財政への影響

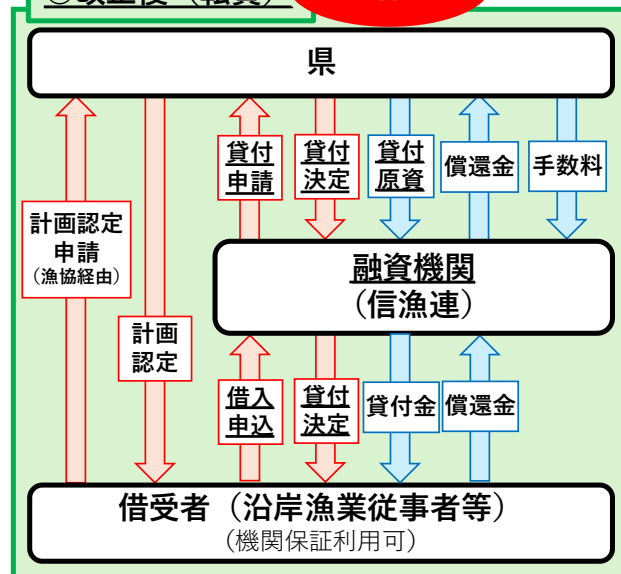
- ・ 融資機関へ**手数料の支払い**を予定（額未定）
（信漁連希望は年間融資平残の2%）
- ・ 計画貸付金額及びその他事務費には変更なし

○改正後（直貸）



○改正後（転貸）

新設



施行期日

公布の日から施行する。